



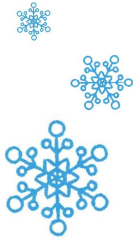
# まもろうネットニュース第29号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和6年1月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）



～ネットや動画配信アプリからの購入には注意を！！～

## ▼事例1 ネットでブランドのダウンジャケットを購入したが偽物が届いた

- ・スマホで無料動画配信を見ている時に見た広告で、ブランドのダウンジャケットを格安で見つけ代引き注文した。
- ・10日後、商品が届いたが、広告にあったブランド商品ではない**偽物の粗悪品**が届いた。
- ・返品しようと思ったが、注文時の最終確認画面は画像保存しておらず、販売事業者名もサイト名もわからず既に同じ広告を見ることもできない。
- ・送り状にあった送付先に電話をしたが混み合っているとのガイダンスが流れた後、電話が切れ、繋がらない状況になった。

## ▼事例2 動画配信アプリの広告で購入した洋服だけど不審なサイトかも？

- ・スマホ動画配信アプリの広告で支払い方法は代引きのみの洋服を注文した。
- ・2日後に注文確認メールが届き、商品は2週間後に届く予定で返品は商品受け取り後7日以内という記載はある。
- ・サイト内に**住所と電話番号の記載がなく**、メールアドレスの記載のみだった。
- ・不審に思い、ネットで調べると悪い口コミがあったのでキャンセルしたいと思い、メールでキャンセルの意思を伝え了承された。
- ・キャンセル料の記載がメールにあったので質問したが、それ以降は返信がなくなってしまった。

●通信販売では返品・キャンセルについては、販売事業者の規定に原則従うことになっています。

●インターネット通販でのトラブルが増えています。通信販売を利用する際は、注文する時に最終確認画面は保存し、内容についても特に注意して読みましょう。



対応や判断に不安・お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は  
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください

# 電熱ウェアの 異常発熱に注意

**事例1** テレビ広告を見て**電熱ヒーター内蔵ブルゾン**を注文した。**パジャマの上に着用**したところパジャマが**焦げ**てしまった。(80歳代)



©Kurosaki Gen

**事例2** 妻に**ヒーター内蔵型ベスト**を購入した。妻が着用時、首のあたりが**熱い**と感じ、何気にベストの襟を触ったところ、指を**やけどし水膨れ**になった。ベストは4回着用しただけで、襟部が**溶け穴が開いていた**。  
(相談者：60歳代)

## ひとこと助言



見守るくん

- 電熱ウェアは、衣服の内部に電線や電熱線を配置した電気製品です。このため、電線や電熱線の損傷によって断線した線同士が不安定に接触した状態で使うと、衣服が焦げたり、やけどを負う可能性があります。強く擦る、折り曲げるなど、電熱ウェア内部の電線等に負荷をかけないように丁寧に扱しましょう。
- 使用中に異常な発熱や異臭のほか、変形がみられたり、動作しなくなった場合には直ちに使用を中止しましょう。
- 取扱説明書及び本体の注意表示をよく読み、理解してから使用しましょう。
- 製造元や販売元のほか、型式や機能といった仕様が明示された商品を購入しましょう。